

2024年10月9日発行

パークタウン五領第6団地管理組合

# 管理組合広報

2024年度第5号



<目次>

- 1 定例理事会報告
- 2 各担当業務報告
- 3 委員会活動報告
- 4 その他
- 5 皆様への営繕環境担当理事からのお願い

発行責任者 理事長 ■■■■■ ■■■■■  
編集責任者 副理事長 ■■■■■ ■■■■■

管理事務所 住所 埼玉県東松山市五領町 13-1  
電話番号 0493-25-1929  
管理組合 ホームページ <https://www.parktown-goryo6.com/>  
規約・細則 ログイン ID: ■■■■■ パスワード: ■■■■■  
管理組合 メールアドレス ■■■■■

管理組合ホームページ  
QRコード



組合員及び居住者各位

パークタウン五領第6団地管理組合 理事会

野菜高騰・お米不足でざわついた9月も終わり、食欲の秋・スポーツの秋・読書の秋など、楽しいイベントが盛りだくさんの季節となりました。過ごしやすい秋の風を感じることも増えてきましたが、まだ日中との寒暖差がある日もありますので、体調管理には気をつけてお過ごしください。

引き続き、広報の掲載事項について、ご意見、ご要望、ご質問等ございましたら、各棟役員、管理事務所窓口、e-mail等を通じて理事会にお伝えください。ご質問等には可能な限りお答えしたいと存じます。また、管理組合のホームページに広報バックナンバーや役立つ情報を掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

### 管理組合事務所カレンダー

窓口業務時間 原則 月～金 9:00～16:00 (12:00～13:00 は昼休み)  
第2・第4金曜日 13:00～17:00 (□)  
第2・第4土曜日 9:00～12:00 (○)

日曜・祝日はお休みです (祝日でなくともお休みは赤字です)

2024年10月							2024年11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

JS 緊急事故受付センター (水漏れ、配管の詰まり等 24時間365日受付)  
(電話) 0570-002-004 一部 IP 電話等ご利用の方でつながらない場合は 048-839-0901  
事案によっては個人負担となる場合があります。

## 〈第4回定例理事会報告〉

2024年9月15日(日) 9:00~12:00

出欠：出席 理事長、副理事長2名、理事15名、監事2名、欠席0名

### (1) 管理事務月次報告(対象期間2024年8/1~8/31)

- ・窓口来客者数 174件
- ・入居・転居数 入居 0件 転居 0件 (総戸数238戸)
- ・駐車場契約台数 1台目 217台 2台目 10台 (ほか来客用駐車場 8台)
- ・来客用駐車場利用状況 83件
- ・給水点検 8/5・8/22 良好 採水点検 8/5 適合
- ・リフォーム申請 2件
- ・秩序維持に反する違法行為・クレーム等発生件数 0件
- ・団地内巡回 20回(異常なし)

### 会計報告

- ・組合費 (収入) ████████ 円
- (支出) ████████ 円
- ・修繕費積立金 (収入) ████████ 円
- (支出) ████████ 円
- ・棟別修繕積立金 (収入) ████████ 円
- (支出) ████████ 円

### 未収入金管理状況

- 1カ月滞納者 1名
- 3か月滞納者 1名
- 長期滞納者 1名

### (2) 理事会報告及び審議(9/15)

#### 報告事項

- ・■号棟第3階段3階タキステップ補修について
- ・■号棟南側のハチの巣駆除について
- ・貯水槽清掃時の内部確認について
- ・団地内清掃内容のご意見について
- ・水路との境手摺り塗装がはがれている件
- ・令和6年度パークタウン五領自主防災組織体制表についてのお願い
- ・■号棟ガラス修理の余剰金の取り扱いについて
- ・火災保険及び個人賠償特約の契約について
- ・電磁的保存文書の保存ルールに関するお願い

- ・来年度事業計画の立案準備についてのお願い
- ・10月に監査を行う。併せて本日備品のチェックを行う

#### 審議事項

- ・■号議案ケヤキ伐採について  
相見積もりを行い、業者を選定したので依頼を進める  
⇒賛成多数で可決
- ・■号棟、■号棟南側防草シート劣化補修について  
雨や風などの影響でシート固定金具が緩んでいるので、業者に補修依頼をする  
⇒賛成多数で可決

### <各担当業務報告> (2024年9月)

#### 総務

- ・広報第4号発行
- ・第4回定期理事会案内配布、議事録作成

#### 営繕環境

- ・放置自転車の処分について
- ・支障樹木(ケヤキ2本)の伐採撤去工事について
- ・防草シート補修、取り換えについて(■号棟/■号棟南側)
- ・各棟共用電灯タイムスイッチの交換について

### <委員会活動報告>

#### 長期修繕計画専門委員会(9/1)

- ・長期修繕計画説明会資料の更新について  
今年度中の説明会開催に向けて検討する
- ・■号棟/■号棟南側手摺の錆、塗装剥がれの対応について  
手摺本体については長期修繕計画で予定されているが、錆・剥がれが発生している。  
延命のため、塗装補修する案の検討を行った

#### 規約整備委員会(9/1)

- ・規約改定作業継続  
「役員を選任等に関する細則」の改定について新旧対照表に基づき討議(第4条の2項から7項まで)
- ・委員会の会議内容の要約を9月からホームページに掲載する

## IT 委員会(9/15)

- ・サーバ運用状況 HP アクセス数 2,076 件
- ・階段掲示物・広報等掲載  
→管理組合広報 4 号、自治体だより 5 号等
- ・メール送信先間違いの予防策の実施
- ・Windows10 サポート 2025/10 終了への備え (Win11 対応方法の方向性検討)
- ・音声文字起こし、録音機の操作手引き作成&レクチャーについて
- ・利用契約関連 (HP サーバ、ウィルス対策、OneDrive) 継続契約の実施完了

## (その他)

### <喫煙マナーについて>

駐車場や駐輪場にたばこの吸い殻が落ちています。特に 8 月・9 月は同じ場所に 9 本落ちていたなどポイ捨てが多数見受けられます。たばこのポイ捨て及び路上喫煙は周囲の迷惑になりますので、おやめください。

### <防火管理者から>

2024 年度全国統一防火標語 「**守りたい 未来があるから 火の用心**」

秋の火災予防運動が 11 月 1 日(金)から 15 日(火)まで実施されます。

重点推進項目として以下の 2 つが挙げられています。 ※令和 6 年秋季全国火災予防運動実施要綱より

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進

特に、地震火災対策の推進 については、記憶に新しいと思いますが今年元旦の「令和 6 年能登半島地震」では、輪島市の朝市が火災で焼失するなど、大地震による大規模な火災発生は記憶に新しいもので、国としても地震火災対策が喫緊の課題となっているようです。

居住者の皆さんにおいても、地震に備えた非常食・水等の確保をされていますと思いますが、それに加え、地震火災に対する備えをお願いします。ご存じのとおり当団地には、初期消火用として各棟各階段に消火器が設置されています。いざという時に正しい使用ができるよう心がけて下さい。消火器の使い方は比企消防本部のホームページに掲載されています。むずかしい操作はありませんので、いざという時の使用に備えイメージトレーニングしておいてください。

[http://www.hiki-saitama.jp/119/life/syoki\\_f.htm](http://www.hiki-saitama.jp/119/life/syoki_f.htm)

## (皆様への営繕環境担当理事からのお願いとお知らせ)

＜「植栽管理」 樹木伐採・生垣剪定・芝生、雑草刈り取り時の協力依頼＞

10月、11月、12月に植栽管理の一環として、ケヤキの伐採や、二重生垣の強剪定、フラワーロードの刈込、芝生、雑草刈込作業が予定されております。作業当日は作業対象区域への立ち入り制限や、対象作業区内の駐車車両の移動などを実施します。居住者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、**通行には注意していただきますようご協力の程**、よろしくお願い申し上げます。

尚、移動が必要な駐車場の利用者様につきましては、作業日程が確定次第、移動についての内容や、代替駐車場の案内を階段掲示等にてお知らせいたします。

＜「専用庭アライグマ出没情報」について＞

居住者様より専用庭でアライグマが目撃されたとの通報がありましたので、以下お知らせいたします。

アライグマは特定外来生物に指定されており、外来生物法(特定外来生物に係る被害の防止に関する法律)が定められています。東松山市では、市役所・出張所にて対応しており、内容は捕獲についての相談や捕獲器具の貸し出し、設置、捕獲後の処置等のサポートを行っております。秋から冬にかけて、害獣による農産物の被害の増加が予想されます。専用庭への害獣侵入等でお困りの居住者様は市役所へ申請してください。

尚、市の貸し出し捕獲器具の数量に限りがあり、申し込み順での対応となります。



HP：環境省ホームページより

以上